

選択的夫婦別姓制度の導入について国会審議の推進を 求める意見書

最高裁判所は 2015 年及び 2021 年、夫婦同姓規定自体は合憲と判断しましたが、同時に選択的夫婦別姓制度について「合理性がないと断ずるものではない」と言及し、制度の在り方について「国会で論じられ、判断されるべき」と国会に委ねました。

2018 年 3 月 20 日の衆議院法務委員会において、夫婦同姓を義務づけている国は、世界で日本だけであることを法務省が答弁しました。世界で唯一、結婚時に夫婦同姓しか選べない日本では、望まない改姓による課題が山積しています。平均初婚年齢は年々上がり、現在 30 歳前後であり、男女ともに生まれ持った氏名で信用・実績・資産を築いてから初婚を迎えるケースが多いため、改姓時に必要な事務手続きは確実に増えています。戸籍姓でのキャリア継続を望むゆえに事実婚を選ぶ夫婦も少なくありません。また、少子化により一人っ子同士のカップルが増えたことで、「改姓しなくていいなら結婚したい」という声も聞かれます。さらに、人生 100 年時代、子連れ再婚や高齢になってからの結婚・再婚も増加傾向にあります。選択的夫婦別姓制度は、「家族で同じ姓の方が一体感が深まる」と考えるカップルが引き続き夫婦同姓で結婚できる一方で、結婚前の姓を互いに維持したいカップルは改姓せず、夫婦別姓を選べるようにするものです。これは、男女が改姓による不利益を案ずることなく結婚・出産し、老後も法的な家族として支え合える社会につながり、少子化対策の一助ともなります。

また、法的根拠のない「旧姓併記」がこれ以上広がることによる社会の混乱、例えば災害時の本人確認や公的書類への記載などで 2 つの「姓」を使い分けることによる混乱や、事実婚増加による婚姻制度の形骸化、また、戸籍制度の形骸化を防ぐこともできます。さらに、法的根拠のある生まれ持った氏名でキャリア継続できることから、女性活躍の推進にも寄与すると考えます。

よって、政府及び国会に対し、男女がともに活躍できる社会実現のため、選択的夫婦別姓制度の導入について国会審議の推進を求めます。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

令和 4 年 12 月 9 日

長野県上伊那郡南箕輪村議会
議 長 百 瀬 輝 和

(宛先)

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、法務大臣、
内閣府特命担当大臣（男女共同参画）